

こどもまんなか
こども家庭庁

令和5年8月3日(木)
令和5年度保健師中央会議
資料3

母子保健施策の動向について



令和5年8月3日
こども家庭庁成育局母子保健課

本日の内容

1 成育医療等基本方針の改定について

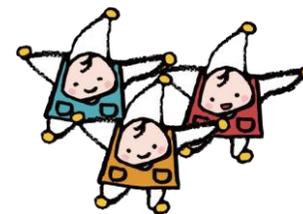
2 産後ケア事業について

3 子育て世代包括支援センター

伴走型相談支援について

リスクアセスメントシートについて

4 研修時事業等のご案内



成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育過程にある者等に対する必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、必要な施策を総合的に推進

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
- ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
- ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

(2) 成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
- ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等
- ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等
- ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
- ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
- ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等

(3) 教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
- ②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等

(4) 記録の収集等に関する体制等

- ①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
- ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等

(5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討等

(6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進 等

(7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

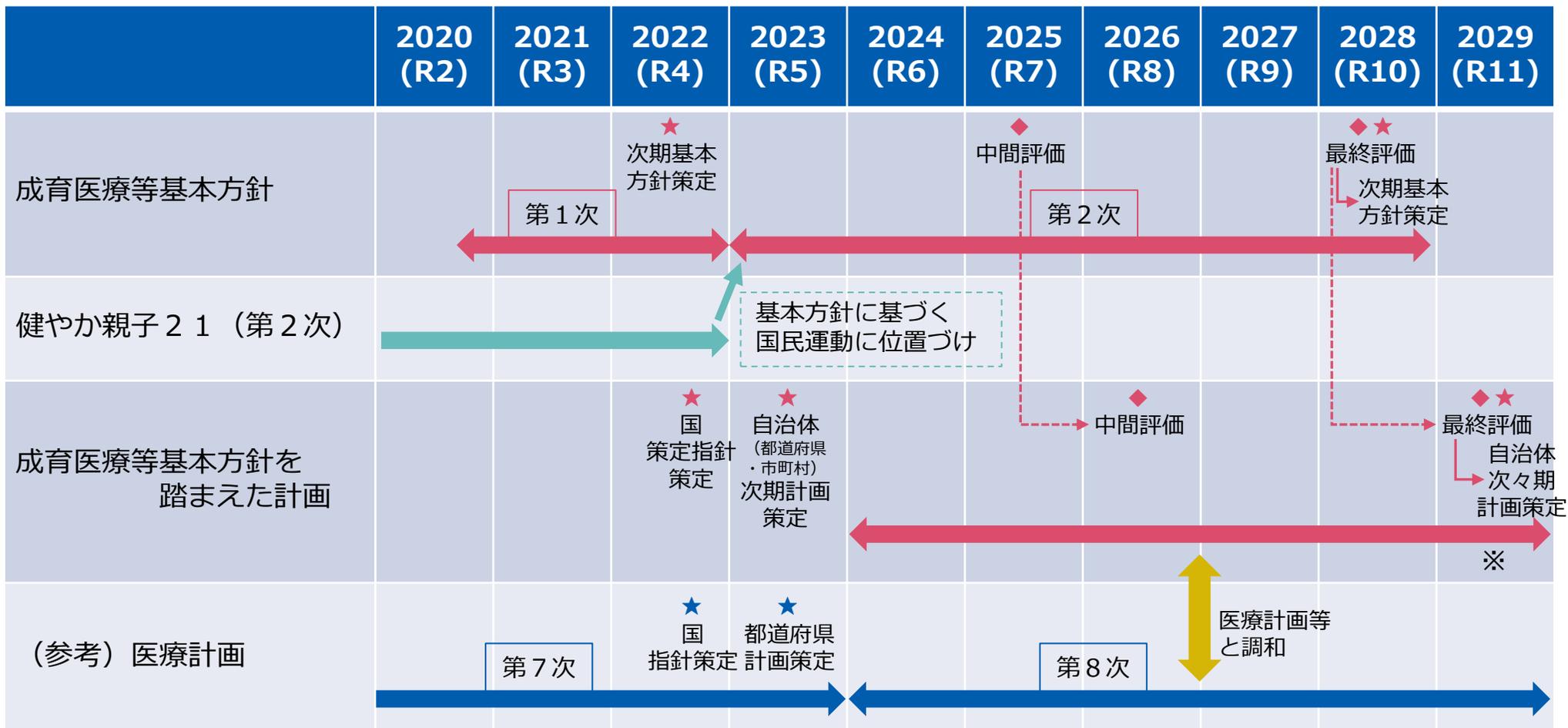
その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるP D C Aサイクルに基づく取組の適切な実施 等

成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

医療計画等他の計画と調和を保った上での計画の策定が望ましいことから、**計画の策定期間については医療計画と同様の期間（2024～2029年度）**とすることが望ましい。（地域の実情に応じて適宜設定して差し支えない）

◆ 評価時点で入手可能な最新のデータを評価を実施。評価に資するよう、適切に目標値を設定



※ 医療計画の期間（2024～2029年度）については、一部、第2次成育医療等基本方針の期間（2023～2028年度）を外れる期間があるが、当該期間についても第2次成育医療等基本方針と整合的なかたちで基本方針を踏まえた計画を策定することを想定。

成育医療等基本方針に基づく評価指標 その1

令和5年3月22日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（成育医療等基本方針）に基づき、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組を適切に実施するための評価指標を策定。

	アウトプット	アウトカム（健康行動）	アウトカム（健康水準）
周産期			
①妊産婦の保健・医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産科・新生児科医師数、助産師数 ◆ 母子保健事業について妊産婦に個別に情報提供する周産期母子医療センター数 ◆ 妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施 ◆ 里帰り出産について里帰り先の市町村・医療機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 母体・新生児搬送数の受入困難事例数 ◆ 妊娠11週以内での妊娠届出率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦死亡率 ◆ 新生児死亡率
②産後うつ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠中の保健指導で、産後のメンタルヘルスについて、妊婦等に情報提供 ◆ ハイリスク妊産婦連携指導料の届出 ◆ 精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産後ケア事業の利用率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合
③低出生体重児		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 20～30歳代女性の痩身の割合 ◆ 妊婦・妊娠中のパートナーの喫煙率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全出生数中の低出生体重児の割合
④妊産婦の口腔	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦の歯科健診の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊産婦の歯科健診・保健指導受診率 	
⑤流産・死産	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 流産・死産情報の把握体制 		
乳幼児期			
①小児の保健・医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小児人口当たりの小児科医師数 ◆ 乳幼児健康診査後のフォロー体制 ◆ 乳児のSIDS死亡率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小児救急搬送の受け入れ困難事例数 ◆ かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小児の死亡率の減少
②乳幼児の口腔		<ul style="list-style-type: none"> ◆ かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合【再掲】 ◆ 保護者がこどもの仕上げみがきをしている 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ むし歯のない3歳児の割合
学童期・思春期			
①こどもの生活習慣		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 朝食を欠食するこどもの割合 ◆ 1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合 ◆ 中学生・高校生の飲酒者・喫煙者の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童・生徒の痩身傾向児の割合 ◆ 児童・生徒の肥満傾向児の割合

成育医療等基本方針に基づく評価指標 その2

	アウトプット	アウトカム（健康行動）	アウトカム（健康水準）
学童期・思春期（続き）			
②こどもの心の健康	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スクールカウンセラーを配置している学校の割合 ◆ 親子の心の問題に対応できる小児科医の割合 ◆ 子どものこころ専門医の割合 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 十代の自殺死亡率
③プレコンセプションケア			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 十代の人工妊娠中絶率 ◆ 十代の性感染症罹患率
④学童期・思春期の口腔			<ul style="list-style-type: none"> ◆ う蝕のない十代の割合 ◆ 歯肉に疾病・異常がある十代の割合
⑤障害児（発達障害児を含む）等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育てにくさを感じる親への早期支援体制整備支援 ◆ 発達障害児の療育を提供できる施設数 ◆ 小児の訪問看護ステーション数 ◆ 医療的ケア児受け入れ保育所等施設数 ◆ 医療的ケア児支援センターの設置 ◆ 医療的ケア児等コーディネーターの配置 ◆ 移行期医療支援センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放課後児童クラブ登録児童数のうち障害児の割合 ◆ 小児の訪問看護利用者数 	
全成育期			
①こどもの貧困	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スクールソーシャルワーカーを配置している学校の割合 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ こどもの貧困率 ◆ ひとり親世帯の貧困率
②児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の未受診者を把握・支援する体制 ◆ 乳幼児期に体罰等によらない子育てをする親の割合 ◆ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出生0日児の虐待死亡数 ◆ 児童虐待による死亡数
③ソーシャルキャピタル			<ul style="list-style-type: none"> ◆ この地域で子育てをしたい親 ◆ ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者 ◆ 地域子育て支援拠点事業の実施数
④父親支援		<ul style="list-style-type: none"> ◆ こどもを持つ夫の家事・育児関連時間 	
⑤PDCAサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成育医療等基本方針を踏まえた協議の場の設置 ◆ 成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定 		

本日の内容

1 成育医療等基本方針の改定について

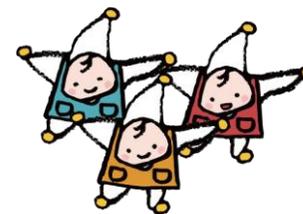
2 産後ケア事業について

3 子育て世代包括支援センター

伴走型相談支援について

リスクアセスメントシートについて

4 研修時事業等のご案内



目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとしている。

内容

◆ 対象者（令和5年度実施要綱改正）

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

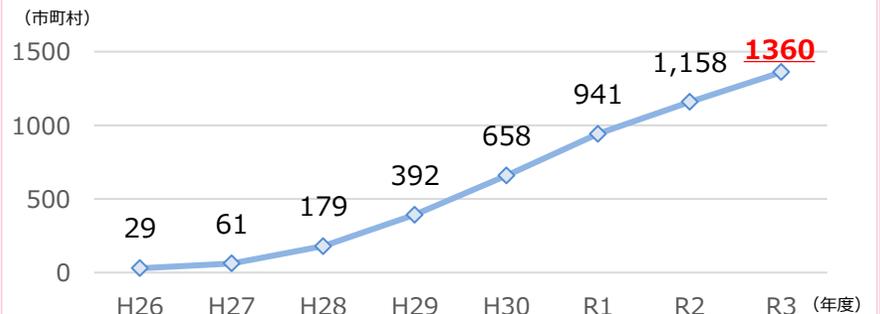
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
 - ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
 - ◆ 補助単価案

（1）デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額	1,696,000円
（2）宿泊型	1施設あたり月額	2,474,700円
（3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）		
	1回あたり	5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免【拡充】（R5～）		
	1回あたり	2,500円
（4）24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額	2,715,600円
- ※（1）及び（2）の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

実施自治体



※ 令和3年度変更交付決定ベース

産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究

【調査目的】

産後ケア事業の実施状況、実施における課題の把握。

【調査概要】

手法：メールによりアンケート調査票を送付

対象：47都道府県、1,741市区町村

回収状況：都道府県：100%（有効回答数は47都道府県）市区町村：68%（有効回答数は1,183市区町村）

調査結果のポイント

- アンケート回答市町村のうち、宿泊型は67.5%、デイサービス型68.3%、アウトリーチ型は55.5%が実施している。
- 宿泊型では、81.9%で医療機関、46.3%で助産所に、デイサービス型では、68.2%で医療機関、55.6%で助産所に委託している。アウトリーチ型では、44.1%が助産所、24.8%が助産師会に委託している。
- 委託先確保を課題とする市町村は61%に上る。また、43.6%の市町村が精神疾患がある場合の対応を課題として挙げている。
- 広域連携の実施率は、各類型30%前後となっている。市町村を越えた利用を進めるためには、委託費用・利用料などの調整が課題となっている。
- 委託先と市町村間の情報連携を支援するための書式を策定している都道府県は、約1割となっている。また、情報連携フローを定めている都道府県は4%となっている。
- 都道府県に対し、約5割の市町村が集合契約等域内での契約実務の支援を、約3割が産後ケア施設や医療機関との連携のためのフローやフォーマットの整備に関する支援を求めている。一方で、約5割がガイドライン・マニュアル等による安全性とケアの質の担保を国に求めている。

事例集

- 産婦健康診査事業・産後ケア事業における自治体の広域連携などの取組事例や、医療機関や産後ケア事業者等の関係機関との情報連携を行うための各種様式、事業の契約書等をまとめた「妊婦健康診査事業・産後ケア事業の体制整備のための事例集」を作成し、自治体へ周知。

URL（野村総合研究所HP）：https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_7

本日の内容

1 成育医療等基本方針の改定について

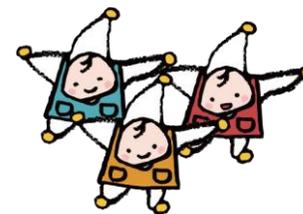
2 産後ケア事業について

3 子育て世代包括支援センター

伴走型相談支援について

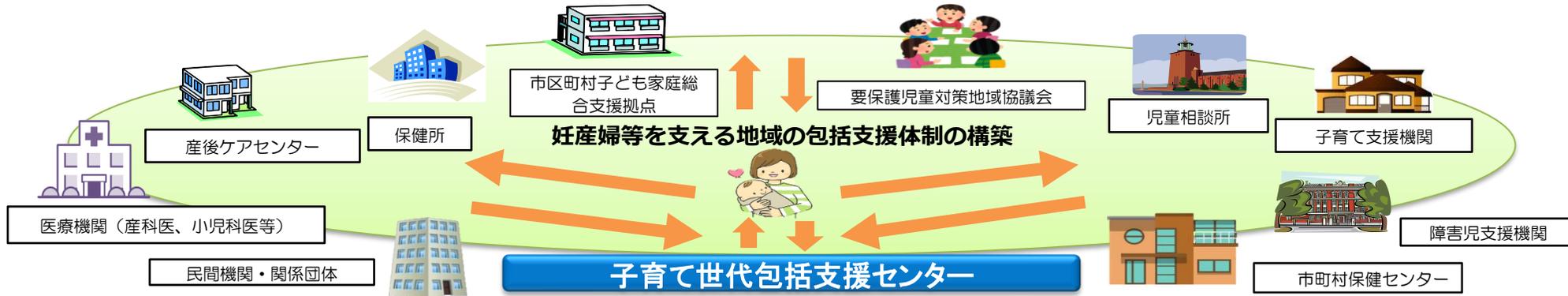
リスクアセスメントシートについて

4 研修時事業等のご案内



子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、**伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施**。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
 - 実施市町村数：1,647市区町村、2,486か所（R4.4.1現在）



妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

困難事例への対応等の支援（R3～）

マネジメント（必須）

- 保健師
- 助産師
- 看護師
- その他の専門職

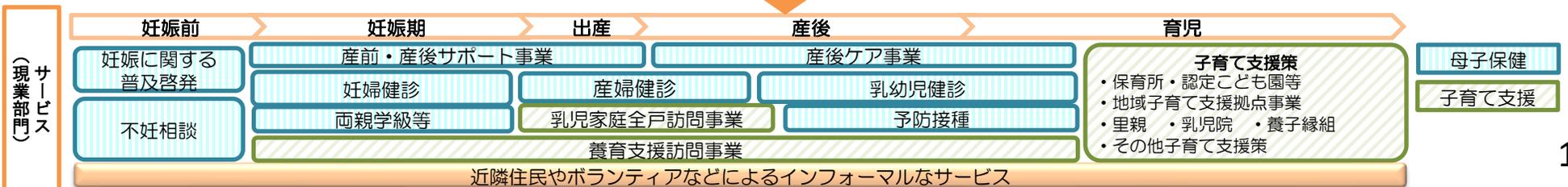
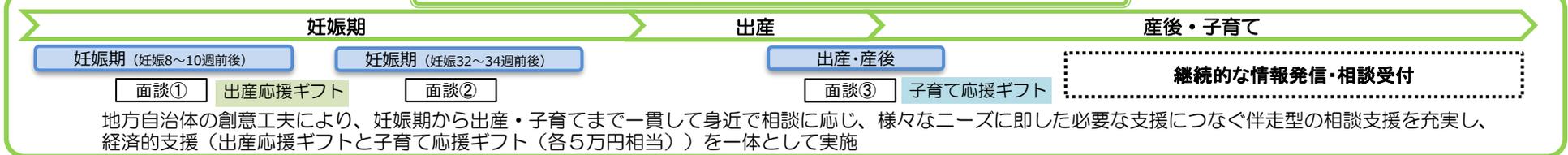
- 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- 支援プランの策定
- 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

相談支援の強化（必須）

- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- その他の専門職

- 妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談支援及び多職種でのアウトリーチによる支援
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関との連携の強化
- 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施

伴走型の相談支援（R4補正～）



出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定) 抄

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

令和5年度当初予算(案) ○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

※ 本事業を継続的に実施するために必要な安定財源の確保については、12月16日に決定された与党税制改正大綱において、「出産・子育て応援交付金」の事業費が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源について早急に検討を行い、結論を得る」とこととされていることを踏まえ、引き続き検討。

出産・子育て応援交付金事業を開始している自治体の取組事例

- 令和5年1月以降に事業を開始した市町村の中には、これまでの市独自の取組を活かしながら、国から提示した出産・子育て応援交付金のナショナルミニマムな事業内容と組み合わせた様々な創意工夫の取組が始まっている。
- 今後の事業の効果的・効率的な運営の参考に資するよう、
令和5年3月3日に、出産・子育て応援交付金事業の事例集（第1版）を公表したところ。
- 事例集で紹介している特徴的な取組事例の概要は下記のとおり。



事例集は厚生労働省HPIに掲載
(上記QRコード参照)

市町村	出生数 総人口	出産・子育て応援交付金事業の特徴的な創意工夫の取組	事業 開始日
①栃木県さくら市	314人 約4.4万人	全ての妊産婦の状況を定期的かつきめ細かく把握する観点から、 妊娠34週頃 は希望者等のみでなく 全妊婦への電話相談 、出生後は 産後2週間頃の全産婦への電話相談 を実施し、接触機会を増加	R5.1.1
②大阪府大阪狭山市	463人 約5.8万人	面談に確実につなげる観点から、 妊娠届出の面談実施後 に出産応援ギフト以外に「 妊産婦タクシーチケット 」を配布、 妊娠8ヶ月頃の面談実施後 に「 育児パッケージ 」を配布	R5.1.1
③三重県桑名市	897人 約13.9万人	身近な場所で気軽に面談を受けることができるよう、 妊娠8か月頃の面談 を、市の窓口（オンライン含む）以外に、 地域子育て支援拠点（4か所） や 福祉なんでも相談センター（3か所） でも実施	R5.2.1
④神奈川県平塚市	約1,400人 約25.8万人	妊娠届出の面談時に管理栄養士による栄養指導の実施と葉酸サプリを配布。 出産・子育て応援ギフト は、 スターライトマネーと現金の選択制（前者は現金より5%インセンティブを上乗せ）	R5.2.1
⑤山口県防府市	約800人 約11.4万人	アンケート回答、面談予約や情報発信に 母子手帳アプリ「母子モ」 を活用。 出産・子育て応援ギフト は市内の取扱店舗で利用できる「 ほうふっ子出産・子育て応援クーポン券 」を支給	R5.1.1
⑥福岡県宇美町	約280人 約3.7万人	子育て応援アプリ「うみによん」 に、妊娠期の情報発信や妊娠7ヶ月頃のアンケート配信・回答の機能を付加して活用	R5.1.12
⑦福岡県北九州市	6,304人 約92.8万人	アンケート回答、面談予約や情報発信に 母子手帳アプリ「母子モ」 を活用。 出産・子育て応援ギフト の 独自の電子申請システム を構築し、 支給事務等を民間事業者 に委託して実施	R5.2.20

目的

母子保健事業等の機会を活用して、妊産婦・乳幼児期のこどもがいる家庭の養育上の問題や保護者の心身の不調等による社会的リスクを評価し、児童福祉との情報共有の必要性等について判断するためのアセスメントツールとその運用マニュアルを作成。

内容

- 妊娠・出産期のリスクアセスメントシート(23項目)
- 乳幼児期リスクアセスメントシート(23項目)

妊娠期・出産期のリスクアセスメントシート該当項目の個数が**7個以上**、乳幼児期おリスクアセスメントシート該当項目が**6個以上**の場合、児童福祉と情報を共有する必要がある家庭である可能性が高い。(※)

※あくまでも暫定的に定めたものであり、現時点では臨床的な判断に加え補助的に使用する参考値としての使用を推奨。

リスクアセスメントシート運用マニュアルに、シートの使い方、用語の定義、各項目についての説明・具体例等について掲載されている。

○令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」(補助先:国立成育医療研究センター)

報告書掲載先(国立成育医療研究センターHP) https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/

本日の内容

1 成育医療等基本方針の改定について

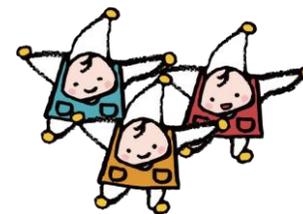
2 産後ケア事業について

3 子育て世代包括支援センター

伴走型相談支援について

リスクアセスメントシートについて

4 研修時事業等のご案内



母子保健指導者養成研修

タイトル	研修内容（一部抜粋）
研修 1 妊産婦のメンタルヘルスケアと産後ケア事業に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・妊産婦のメンタルヘルスケア、母子保健と精神科との連携・産後ケアの必要性とその実際・事例紹介
研修 2 母子保健事業における各種健康教育に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・家庭内の事故予防、アレルギーの基礎知識・妊娠期から乳幼児期にかけての歯科保健・予防接種（HPV含）の基礎知識・事例紹介
研修 3 母子保健施策を推進（福祉との連携）するための研修	<ul style="list-style-type: none">・リスクアセスメントに関する研修、気になる親子への支援・法律の観点からみた母子保健・事例紹介
研修 4 性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・プレコンセプションケアの概要、幼少期からのいのちの教育・流産死産をされた方へのグリーフケア・事例紹介
研修 5 母子保健にかかるデータに関する研修	<ul style="list-style-type: none">・成育基本方針の指標について、母子保健計画の策定支援・母子保健情報のデジタル化、低出生体重児の成長・事例紹介
研修 6 母子保健事業の効果的な実施に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・母子保健における面接技術、父親支援のこれから・災害時の母子保健活動、こころのケア・事例紹介（災害に備えた平時からの備え、伴走型相談支援）
研修 7 児童福祉施設等の食事の提供に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉施設等における食事の提供ガイド・栄養管理の実践や食事の提供の支援・事例紹介

○9月～順次配信。2か月間オンデマンド配信（要申込）。※研修により、配信時期が異なるため注意

○お申込み：母子保健指導者養成研修専用サイト（ <https://boshikenshu.cfa.go.jp> ）

若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

SNSの普及等により性に関する様々な情報がある中、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア（※）を推進するため、からだや性・妊娠などに関する正しい情報や相談窓口などを紹介する、若者向けの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」を令和4年3月に公開。文部科学省等関係省庁と連携して周知。

（※） 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）においては、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。

掲載内容の概要

1. 相談窓口

性や妊娠・性被害・性感染症など、様々な悩みを相談できる窓口を掲載。



3. インタビュー・コラム

インタビュー記事や専門家のコラムなど、参考になる情報を掲載。



2. 正しい知識Q&A

からだや性・妊娠などの健康に関する疑問についての医学的に正しい情報を掲載。
（月経に関する悩み、性行為、避妊、妊娠、性感染症、女性に多い病気、男性に多い性の悩み、その他）



4. 関連する情報や普及啓発資料

保護者の方や医療従事者向けのホームページなど、関連する情報のリンクを掲載。



ポスター・カード・シールを活用しての周知にご協力をお願いいたします。

<https://sukoyaka21-youth.cfa.go.jp/>



健やか親子21全国大会・健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

概要

- 「健やか親子21」は、従来、母子保健の国民運動として取り組まれてきたが、成育医療等基本方針（令和5年3月22日閣議決定）において、同方針に基づく国民運動として位置付けられ、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされたところ。
- この取組の一環として、成育医療等基本方針に関する取組を推進している自治体・団体・企業に対し、年一回、全国から母子保健に関する関係者が参加する健やか親子21全国大会において表彰を行う。

健やか親子表彰について

《応募受付》令和5年7月7日（金）～8月16日（水）

《取組発表》令和5年11月8日（水）健やか親子21推進本部総会（予定）

《表彰式》令和5年11月9日（木）健やか親子21全国大会

《応募対象》

- ・ プレコンセプションケアの推進
- ・ 不妊症や不育症に対する理解を促すための活動
- ・ 若年妊婦・特定妊婦等への支援、妊産婦のメンタルヘルスにおける多職種連携
- ・ 健康教育や食育
- ・ こどもや子育て家庭に寄り添った支援 など

健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰特設ページ
https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award_list/



令和5年度 健やか親子21全国大会（栃木県）開催について 11月9日（木）～10日（金）

<特別講演>

講師：上原 里程 国立保健医療科学院 疫学・統計研究部部長

演題：成育医療等基本方針を踏まえたこれからの母子保健 父親支援を考える

<シンポジウム>

テーマ：関係機関の顔の見える連携 親の不安に 地域で寄り添う体制づくり～

基調講演 講師：秋山 千枝子（あきやま子どもクリニック院長）

ご清聴ありがとうございました。

こどもまんなか
こども家庭庁

